

第 39 回 「松江城・史料調査課だより」

(松江市松江城・史料調査課歴史史料専門調査員/佐藤綾子/2024 年 2 月 1 日記)

はじめに

お久しぶりです。松江城・史料調査課 佐藤です。

以前この調査コラムの第 12 回「松江城調査研究室だより」を書かせていただきました。

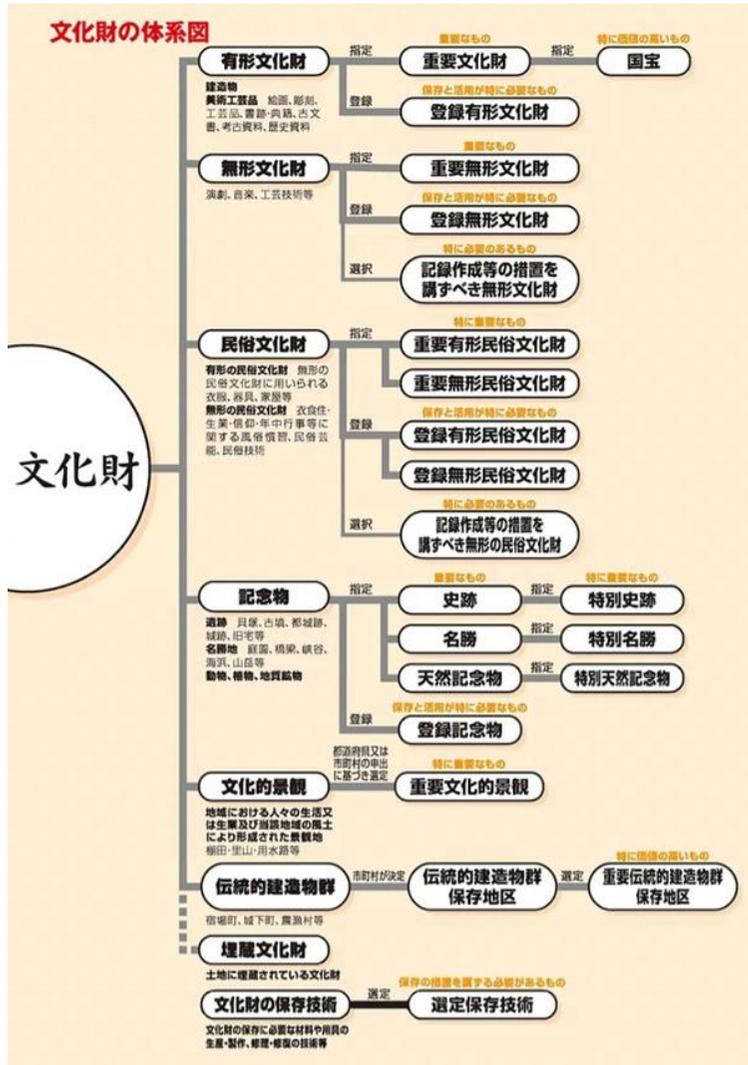
みなさんたぶんそのときのお話しをお忘れでしょうから、そのおさらいをすこし…

いま松江城・史料調査課が管理している「松江城」は、堀尾吉晴らにより、慶長 12 年（1607）から慶長 16 年（1611）の 5 ヶ年をかけて建設されました。松江城はその後、京極期を経て松平家が松江藩主として 230 年以上にわたり当地を治めていましたが、明治 4 年（1871）の廃藩置県により、その治世は終わりを告げます。

その後、松江城は陸軍省、松平家を経て、昭和 2 年（1927）松江市の所有するところとなりました。そして昭和 9 年（1934）に、松江城は三之丸を除いた範囲が国の「史跡」に指定され、「史跡松江城」となりました。

一方で松江城は昭和 3 年（1928）に「城山公園」と名付けられ、公園としての整備が進みますが、「公園整備」から「史跡整備」へと転換する昭和 45 年（1970）ごろにはその時整備された施設や園路は撤去されてしまいました（続く）…というお話しでした。

そもそも「史跡」って？



松江城が指定されている「史跡」…と聞いてもピンときませんよね。私もはじめはなんのことやらわかりませんでした。ちょっとわかりづらいかもしれませんがまずはそこから。

文化財保護法では、文化財を「有形文化財」、「無形文化財」、「民俗文化財」、「記念物」、「文化的景観」及び「伝統的建造物群」と定義し、これらの文化財のうち、重要なものを国が指定・選定・登録し、重点的に保護しています。（もうむずかしい…？）

こちらの文化財体系図【図1】をごらんください。

「史跡」とは、文化財の中の「記念物」から重要なものとして指定されたものにあたります。「記念物」は古墳や城跡、庭園などいろいろあります。「史跡」の中の特に重要なものは「特別史跡」で、記念物における国宝ですね。ちなみに松江城天守は、この体系図でいくと「有形文化財」→「重要文化財」→「国宝」です。

【図1】文化財の体系図（「文化遺産オンライン」ホームページより転載）

「城山公園」はどんな公園になった？



昭和3年に「城山公園」になった松江城は公園として整備されていきますが、どんな公園になっていったのでしょうか？

松江市は、当時、日本の「公園の父」といわれた本多静六博士に依頼し、「城山公園改造計画設計案」を策定し、それに基づき公園整備を進めていきました。

明治～昭和にかけて建てられた各建物位置図【図2】をごらんください。

同時期にすべてが建っていたわけではないのですが、いまでは考えられないような施設がたくさんありますね。テニスコートにバレーコート、図書館に動物園…盛りだくさんです。いろいろな施設があったころの城山公園をご記憶のかたもいらっしゃるのではないのでしょうか。

いまでも公園内にある施設は、松江神社と興雲閣の二つだけです。それ以外のたくさんの施設はいったいどうなってしまったのでしょうか？

【図2】 明治～昭和にかけて建てられた各建物位置図（『史跡松江城保存活用計画』より抜粋）

ここで思い出していただきたいのは「城山公園」は「史跡松江城」ということ。「松江城」は明治の廃城令で天守以外の建物はすべて撤去されましたが、建物が建っていた跡は地面や地中に「遺構」として存在しています。国指定の史跡のなかで建物を建てたり、撤去したりなどの現状を変える行為をする時には、現状を変更する許可を国から受けなければなりません。

松江市は昭和 25 年（1950）から松江城天守の修理に着手すると同時に、戦争中のため現状変更の申請が提出されていなかった公園の整備事業について、昭和 26 年（1951）にまとめて申請し、当時の文化財保護委員会から条件つきで許可を受けます。しかしその翌年文化財保護委員会の視察があり、現状の史跡松江城に対して厳しい指導勧告がなされたのでした。はたしてその内容とは？

「城山公園」から「史跡松江城」へ

文化財保護委員会からの指導勧告は次のような内容でした。

1. 史跡「松江城」の面目を保持すること
2. 原状復帰については出来るだけ速やかに着手し、天守の修理竣工までに全部完了すること

具体的には外曲輪（二之丸下ノ段）のテニスコートや自治会館、図書館の撤去、外曲輪（馬溜）の児童遊園地の撤去、荒れた椿谷を整備すること…などでありました。

『史跡「松江城」の面目を保持すること』の文言からすると、公園のために整備した施設の大半は、それにふさわしくないものとされたようですね。

「公園」としての松江城には必要な施設でも、文化財である「史跡」にとってはあってほしくないもの、どちらも大切なものではあります…悩ましいところです。これだけの施設をお城の外に移して、「史跡松江城」として整備していくには長い時間が必要でした。

そして天守の修理工事が完了してから3年後の昭和33年（1958）、三之丸之内（御花畑：今の島根県立図書館があるあたり）にあった松江監獄署の移転が決まると、島根県が「県庁周辺整備計画」をたてて城内にあった県の関連施設の移転先を次々と決定していきます。つづいて松江市も昭和45年（1970）に「史跡松江城環境整備5カ年計画」、平成3年（1991）には専門家による「史跡松江城整備検討委員会」を設置。さらに平成5年（1993）に「史跡松江城環境整備指針」を策定して史跡整備事業を進めていきました…。



【図3】現在の城山公園

いま、目の前にひろがる風景に、かつてあったお城のすがたや、公園のようすはありません【図3】。けれども、それぞれの時代にたしかにそれらはありました。

そして、城山公園はどんな「公園」になったのでしょうか？

城山公園でおまちしております。

最後になりましたが、このたびの令和6年能登半島地震で被害を受けられた皆様に対しまして、心よりお見舞いを申し上げますと共に、被災地の一日も早い復興を心からお祈り申し上げます。

参考文献

- 松江市編刊『史跡松江城保存活用計画』平成 29 年 3 月

↓下記リンク先で PDF を公開しています

http://cms3rd.smart-igov.kpn1.asp.lgwan.jp/html/www.city.matsue.lg.jp/kanko_bunka_sports/rekishi_bunkazai/3/hozonkatuyou/11469.html